

転出される方へ

江東区介護保険課認定係

介護保険の要支援・要介護認定の手続きについて(ご案内)

江東区の介護保険の要支援・要介護認定を受けられていた方は、お引越し先の自治体で介護保険の認定手続きが必要になります。

お引越し先の自治体の介護保険の窓口で、

※転入日(新住所地に住み始めた日)から14日以内

に必ずお手続きください。江東区で認定された介護度が継続されます。

※認定手続きが上記転入日から14日を過ぎると、

新たに要介護認定の申請が必要となります。

○ お手続きはご本人様のほか、ご家族または成年後見人の方に行っていただくことができます。

※ 江東区で介護保険の認定の申請中で、認定結果が出ていない方は下記までお問合せください。

(問合せ先)

江東区役所介護保険課認定係 (窓口 3階6番)

電話 03-3647-9496